○財務省告示第二百八十五号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下「法」という。）第十三条の二第一項の規定に基づき、特別業務指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十八年九月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

特別業務指針

株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が特別業務を行うに当たって従うべき指針は、次のとおりとする。

一　特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資（以下「貸付け等」という。）を行うに当たって従うべき基準

会社の特別業務においては、以下を適切に踏まえた上で、貸付け等を行うこととする。

⑴　政策的意義

会社は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成二十七年五月二十一日公表）、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成二十八年五月二十三日公表）及び「インフラシステム輸出戦略」（平成二十五年五月十七日公表）等を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本に係る投資需要に対して我が国として十分応えていく観点から、海外における社会資本の整備に関する事業に係る我が国の民間企業等の海外展開を積極的に支援すること。

⑵　貸付け等を行うに当たって留意すべき事項

①　我が国の公的金融機関としての地位や、その知識、経験及び専門性等を活用し、案件が実施される国の政府等と緊密な対話を行うこと等を通じて、会社による適切なリスクコントロールが可能であると認められる対象事業に対して貸付け等を行うこと。

②　会社が対象事業に対する貸付け等の実施を検討するに当たっては、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関等の審査実務や、当該対象事業に係る与信姿勢その他の対応を参照すること。

③　会社による貸付け等に係る利率その他の条件は、対象事業に係る資金需要者の信用力及び担保の価値等を適切に踏まえつつ、当該貸付け等が回収不能となる危険性等や、国際金融市場の動向その他の要素を総合的に勘案した適正なものとすること。

二　特別業務に関する財務の適正な管理

会社は、特別業務に関する財務状況を適正に管理するため、次に掲げる事項に沿って特別業務を行うこととする。

また、これらの事項について重要な変更を行おうとする場合は、事前に財務大臣に通知することとする。

⑴　与信集中管理

特定の債務者又は所在国に対して貸付け等が過度に集中することがないよう、適切な与信集中管理を行うこと。

⑵　信用リスク・流動性リスク・為替リスク等の管理

特別業務の対象事業の性質を踏まえ、信用リスク、流動性リスク及び為替リスクをはじめとした各種リスクの管理を適切に行うこと。

⑶　貸付け等の実施後におけるモニタリング

①　貸付け等の実施後も、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関等の金融実務も踏まえつつ、適時適切に与信先の実態把握を行い、貸倒引当金計上等を含めた適時かつ適切な案件管理を行うこと。

②　与信先及び、必要に応じ、案件が実施される国の政府等との緊密な対話等を通じて、貸付け等の実施後も適切なリスクコントロールを行うこと。

⑷　勘定全体の財務・リスク管理

特別業務に係る勘定（以下「特別業務勘定」という。）全体について、定量的なリスク管理のみならず、これを補完する観点から、特別業務の対象事業の性質を踏まえつつ、将来の経済状況及び事業環境等の変化も見据えたストレステストを定期的に実施すること。また、これらの結果は、経営計画に反映させる等、経営管理に適切に活用すること。

また、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関等の実務も踏まえつつ、経営レベルで、統合的なリスク管理をはじめとした会社のリスクガバナンスの高度化を進めること。

⑸　特別業務勘定における長期収益性の確保

上記二⑴から⑷までに掲げる事項への取り組み等を通じ、特別業務勘定において長期収益性を確保すること。

⑹　自己資本の充実

国際金融機関、他国の公的金融機関、国際的に活動する民間金融機関等による最新の自己資本管理の手法を参照しつつ、十分な自己資本の確保及び自己資本管理の高度化に取り組むこと。

⑺　外部有識者の活用

外部有識者の知見を特別業務に関する財務の適正な管理に活用すること。

三　特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完

特別業務を行うに当たっては、引き続き一般の金融機関（法第一条に規定する一般の金融機関をいう。）が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする。

四　特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制

特別業務の適切な運営に関して客観的な評価及び監視等を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関が、少なくとも事業年度に一回及び会社の求めに応じて適時に特別業務の実施状況を評価し、会社に対して、その評価結果を報告する体制を確保することとする。

また、これらの評価結果は、経営計画に反映させる等、経営管理に適切に活用することとする。

五　財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告

財務大臣に対して、特別業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告を適時適切に行うこととする。

⑴　個別案件の実施に当たっての報告

特別業務の個別案件における貸付け等の対象となる事業及び当該貸付け等の内容の決定又は当該案件について保有する有価証券等の処分の決定を行うに当たっては、その内容について、事前に財務大臣に通知すること。

⑵　財務の適正な管理についての報告

上記二に基づく特別業務に関する財務の適正な管理の状況について、少なくとも四半期に一回及び必要に応じて適時に財務大臣に報告すること。

⑶　諮問機関による評価及び監視についての報告

上記四に基づく諮問機関による特別業務に係る評価結果について、評価後速やかに財務大臣に報告すること。

六　その他

特別業務を適切かつ効果的に実施するため、会社は、特別業務の特性に対応した専門的人材の採用、育成を進めることとする。

㈱　この特別業務指針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。